

JIS

コンクリート用語

JIS A 0203 : 2025

(JCI/JSA)

令和 7 年 4 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	久 田 真	東北大学
(委員)	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	加 藤 佳 孝	公益社団法人日本コンクリート工学会（東京理科大学）
	鎌 田 敏 郎	公益社団法人土木学会（大阪大学）
	草 野 昌 夫	全国生コンクリート工業組合連合会
	古 賀 裕 久	国立研究開発法人土木研究所
	鈴 木 澄 江	工学院大学
	野 口 貴 文	一般社団法人日本建築学会（東京大学）
	橋 本 麻 未	鹿島建設株式会社
	前 田 敏 也	一般社団法人日本建設業連合会（清水建設株式会社）
	宮 田 喜 壽	防衛大学校
	丸 山 慶一郎	一般財団法人建材試験センター
	水 田 真 紀	国立研究開発法人理化学研究所
	柳 田 直	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会（株式会社日東）
	山 中 信 彦	公益社団法人地盤工学会（基礎地盤コンサルタンツ株式会社）
	吉 田 雅 彦	一般社団法人セメント協会

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：昭和 55.11.15 改正：令和 7.4.25

官 報 掲 載 日：令和 7.4.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本コンクリート工学会

（〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル TEL 03-3263-1571）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 田辺 新一）

審議専門委員会：土木技術専門委員会（委員長 久田 真）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111（代表）] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	1
附属書 A（参考）技術上重要な改正に関する新旧対照表	19
解 説	22
索 引	25

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本コンクリート工学会（JCI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 0203:2022** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

コンクリート用語

Concrete terminology

1 適用範囲

この規格は、コンクリートに関して用いられる主な用語（以下、用語という。）及び定義について規定する。

なお、技術上重要な改正に関する新旧対照表を、附属書 A に示す。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 分類

用語は、次のとおり分類する。

a) コンクリート

b) 材料

1) セメント

2) 混和材料

3) 骨材

4) 補強材

c) コンクリート及び材料の性質

d) 設備及び施工

4 用語及び定義

用語及び定義は、次のとおりとする。

a) コンクリート

番号	用語	定義	対応英語（参考）
1010	セメントペースト	セメント、水及び必要に応じて加える混和材料を構成材料とし、これらを練混ぜその他の方法によって混合したもの、又は硬化させたもの	cement paste